

伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としてオフィスの分散やテレワーク等、多様な働き方が広がりを見せる中、これらの新しい働き方に対応したテレワーク施設を市内の空き家又は空き店舗を改修して整備する者に対し予算の範囲内で伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第26条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する家屋又はこれに附属する工作物であって、居住の用に供されていないことが常態であるものをいう。
- (2) 空き店舗 市内に存する現に事業の用に供されていない店舗であって、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗以外のものをいう。
- (3) テレワーク施設 情報通信技術を活用して場所や時間にとらわれない柔軟な働き方ができる施設をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 定款、規約、会則等の定めにより活動していること。
- (2) 政治活動、宗教活動を目的としていないこと。
- (3) その構成員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- (4) 地方税を滞納していない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める者については、補助対象者とすることができる。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のと

おりとする。

(1) 施設整備事業 市内の空き家又は空き店舗を改修してテレワーク施設を整備する事業であって、施設整備と運営が一体となった事業計画を有するものをいう。この場合において、当該空き家又は空き店舗は、耐震基準を満たすもの（当該施設整備により耐震基準を満たす場合を含む。）でなければならない。

(2) プロジェクト推進事業 施設整備事業に附帯して実施するソフト事業をいう。

（補助対象経費及び補助率）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 土地の取得、造成及び補償に係る経費は、補助金対象経費としない。

（補助金の交付条件）

第6条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 次条の規定による申込みの内容に基づき、10年以上継続して事業を行うこと。

(2) 補助金の交付を申請した日の属する年度の3月17日までに施設整備事業を完了すること。

(3) 補助対象事業の実施について、活用する空き家又は空き店舗の所有者等の同意を得ていること。

(4) 補助対象事業の実施の際に発生する発注行為については、市内業者を利用すること。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(5) 工事請負契約その他の補助対象事業に係る契約は、補助金の交付の決定の日以後に締結すること。

(6) 補助対象事業が他の補助金等を活用する事業でないこと。

(7) 補助対象事業が伊賀市の適正な土地利用に関する条例（平成29年伊賀市条例第23号。以下「土地利用条例」という。）第7条第1項の伊賀市土地利用基本計画に整合していること。

(8) 伊賀市ふるさと風景づくり条例（平成20年伊賀市条例第47号）第8条第1項の規定により重点区域に指定された区域において工事を行う場合は、歴史・文化性等を尊重し町並みや景観形成に配慮すること。

(9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域に指定された区域内の建築物に

係る工事は、同法第10条第1項の規定により特定開発行為の許可を受け、同法の規定により施工すること。

(審査の申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業審査申込書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に申し込まなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 位置図
- (3) 事業者概要
- (4) 空き家又は空き店舗の売買又は賃貸借に係る契約書の写し（契約前の案も可とする。）
- (5) 改修等に係る設計図書及び見積書
- (6) 地方税の未納税額がないことを証明するもの（納税証明書等）
- (7) 現況写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査及び通知)

第8条 前条の規定による申込みがあったときは、別に定める伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業審査会（以下「審査会」という。）において、当該申込みに係る補助対象事業の内容、事業者等について審査を行う。

2 市長は、前項の審査が完了したときは、当該審査の結果に基づき補助対象事業の採択の可否を決定し、伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業審査結果通知書（様式第3号）により、審査結果を当該補助申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 前条第2項の規定による補助対象事業の採択の決定を受けた補助申請者は、伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業補助金交付申請書（様式第4号）により補助金の交付を市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第11条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の期間若しくは補助対象事業に要する経費を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業変更（中止）承認申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは、伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業変更（中止）承認通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通ずるものとする。

（着手及び実績報告書）

第12条 補助事業者は、補助対象事業に着手したときは、規則第12条第1項に規定する補助事業等着手届に補助対象事業に係る次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 工事請負契約書又は工事請書の写し

(2) 土地利用条例第30条第1項に規定する適合通知書又は同条例第52条第1項に規定する特定事業認定書の写し（同条例第2条第2号に規定する建築開発事業を行う場合に限る。）

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項に規定する確認済証の写し（補助対象事業が200㎡以上の建築物に係るものであって、同条第1項に該当する場合に限る。）

(4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項に規定する届出に係る届出書の写し（補助対象事業に係る工事が同法第9条第1項に該当する場合に限る。）

(5) 施工事業者又は施工事業者の下請け事業者の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条第1項の許可を受けた者であることを証する書面の写し

(6) 産業廃棄物の運搬及び処分委託に係る契約書（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に規定する委託契約書に限る。）の写し（産業廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合に限る。）

2 補助事業者は、交付決定を受けた日の属する年度の3月27日までに、伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業補助金実績報告書（様式第7号）に補助対象事業に係る次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業完了が分かる写真
- (4) 廃掃法第12条の3第1項の産業廃棄物管理票の写し（産業廃棄物が生じた場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査し、補助対象事業が適切に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条第2項の規定により通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後にこれを行うものとする。

（事業経過報告）

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度より10年間、伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業経過報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 収支決算書
- (3) 直近の所得税又は法人税申告書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に対し既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第6条に規定する条件を満たさなくなったとき。
- (3) 補助対象事業により取得した資産を他の目的に使用し、又は他の者に貸し付け、若しくは譲渡したとき。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額及び補助限度額
施設整備事業	(1) 事業計画を実施するために必要な改修工事費 (2) 通信環境整備費 (3) 施設の整備・改修を行う際に必要となる備品の購入費	補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2,000万円を上限とする。
プロジェクト推進事業	(1) プロモーション経費 (2) ビジネスマッチング経費 (3) 企業等の誘致活動経費 等	補助対象経費の総額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を上限とする。